

経済産業省における新しいルールの策定

【新しいルールの策定】

- 基金設置法人と委託先の執行体制の在り方、役割分担に関して、従前より更なる規律強化として、以下のルールを設定する。
 1. 委託先の公募選定プロセスに着手する前の段階で、**事業規模や補助事業の内容により、「民間事業者に委託する必要性があるか」、「委託に必要な期間が妥当な範囲か」などについて、第三者委員会において確認することを必須化。**
 2. 基金設置法人、委託先でそれぞれ行う業務範囲は横串しであらかじめ規定。
 - ① **補助金交付の基準（交付規程）は、案を国及び基金設置法人が協議の上策定し、国が承認を行う。**
 - ② 個々の補助金審査について、**審査・採択を行う第三者委員会は国・基金設置法人が連名で立ち上げその運営に責任を負う。**（委託先は書類の形式的なチェックや委員会を開催するに当たっての事務補助のみを担う）
 - ③ 交付決定など、交付規程に基づく手続についても、**手続の主体は基金設置法人が行い、国が指導監督を行う。**（委託先は形式的な確認のみを担う）

【役割分担】

	従来（典型例）	今後
①補助金交付の基準（交付規程）の策定、承認	策定：委託先 承認：国・基金設置法人	策定：国、基金設置法人 承認：国
②個々の補助金審査（審査・採択）	第三者委員会主催：委託先 ※形式審査：委託先	第三者委員会主催：国・基金設置法人 ※形式チェックや補助事務処理：委託先
③個々の補助金審査（交付決定等交付規程に基づく手続）	交付決定等：委託先等 ※形式審査や支払：委託先	交付決定等：基金設置法人 ※形式チェックや支払事務処理：委託先

（注）「従来」欄の記載は、典型例であり全ての事業がこの形態ということではない。また、委託先が実施している業務も、国・基金設置法人への協議等の仕組みは存在する。